



## 令和2年度保育所(園)・認定こども園及び学童クラブの 新規利用について

利用案内及び申請用紙を11月1日(金)から配布しますので、利用要件に該当する場合に申請してください。

### 保育所(園)・認定こども園

- 利用要件 普段仕事をしているため、日中、家庭において保育ができない場合など
- 利用案内の配布場所 保育所(園)、認定こども園、すこやか子育て課
- 対象 0歳児から5歳児まで
- 申請書類 ①認定申請書及び利用希望申込書 ②勤務証明書等 ③平成31年1月2日以降に転入した方は、市町村民税課税(非課税)証明書
- その他
  - ・申請受付時に、面接も行いますので、お子さんと一緒にお越しください。
  - ・認定こども園の幼稚園部分の利用希望の方は、各園にお問い合わせください。
  - ・町外の保育所(園)の入所申請には、別途手続きが必要ですので、お早めにすこやか子育て課にご連絡ください。

### 学童クラブ

- 利用要件 普段仕事をしているため、放課後、家庭において保育ができない場合など
- 利用案内の配布場所 学童クラブ、すこやか子育て課
- 対象 小学1年生から6年生まで
- 申請書類 ①申請書 ②勤務証明書等

### 【保育所(園)・認定こども園及び学童クラブ 共通】

| 申請受付日時                 | 申請場所               |
|------------------------|--------------------|
| 令和2年1月10日(金)9:00~14:00 | 役場第二庁舎<br>3階301会議室 |
| 令和2年1月11日(土)9:00~12:00 |                    |

### 問合せ

すこやか子育て課 子育て支援・児童福祉担当  
☎991-1876



## 松伏小学校と松伏第二小学校の通学区域が一部変更になります

教育委員会では、松伏町立小中学校学区審議会からの答申を受けて、町民の皆さんからのご意見をいただき検討を進め、このたび、松伏小学校と松伏第二小学校の通学区域の一部(大字松伏の一部、松葉1丁目1~4、ゆめみ野1丁目)を変更することとしました。

この変更は、令和3年4月に入学及び転入学する児童から適用となります。

### 《Q&A》

- Q 現在在籍している子は、転校する必要がありますか?
- A **必要ありません。**
- Q 兄姉がすでに在籍している学校に、弟妹も入学できますか?
- A **できます。指定校変更の手続きが必要になります。入学時に兄姉が在籍していることが条件となります。**
- Q 令和2年度に入学する子がいますが、変更後の学校に入学できますか?
- A **できます。指定校変更手続きが必要になります。**



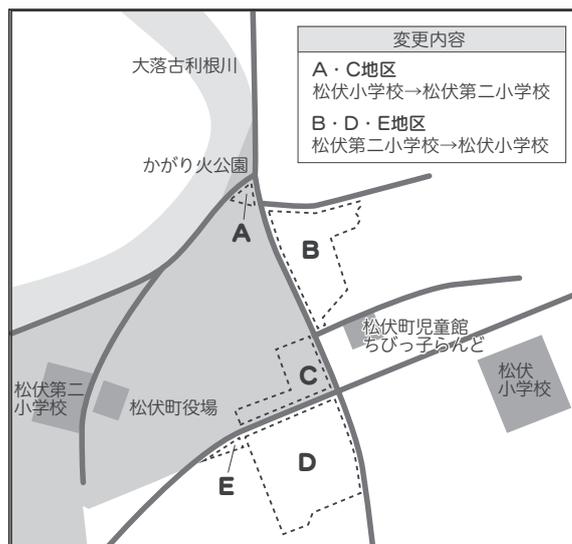
### 《指定校変更について》

松伏町では、学校ごとに通学区域を定め、住所地によって就学する学校を指定しています。指定校以外の学校への就学を希望する場合は、教育委員会が定めた基準により、変更が相当と認められた場合に、指定校の変更が許可されます。翌年度の新入学児童生徒については、12月上旬にご自宅に届く入学通知書と印かんを持参し、教育総務課窓口にて手続きを行ってください。

※通学区域の一部変更の詳しい内容は、町ホームページに掲載しています。

### 変更後の小学校通学区域図

(無色:松伏小学校 ■:松伏第二小学校)



問合せ 教育総務課 学務担当 ☎991-1807